

青森県報

第四千五百五十九号

平成三十一年
二月一日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) ……一
 - 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
 - 喀痰吸引等業務の登録……………(同) ……二
 - 児童福祉法による障害児入所施設の指定の辞退……………(障 害 福 祉 課) ……二
 - 保安林皆伐許容面積の限度……………(林 政 課) ……二
 - 道路の供用の開始……………(道 路 課) ……四
 - 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(会 計 管 理 課) ……五
- 公 告
- 県庁舎等清掃業務の委託に係る一般競争入札……………(行 政 経 営 管 理 課) ……五
 - 土地改良区の役員の退任……………(東 青 地 域 民 局) ……六

告 示

示

青森県告示第五十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成三十一年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 氏名又は 名称又は 名称又は 名称又は 名称又は	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
株式会社 ブルエム	弘前市大字取上 五丁目四の一七	訪問介 護	五所川原市大 字浅井二三 の一八シテイ コーポレン ド一〇五号 室	平 成 三 一 一 三
社会福祉 法人拓心会	五所川原市大 字水野尾字 懸樋二二 の三	通所介 護	五所川原市 ハビリ倶 楽部	〃
合同会社 アイデア	三沢市春日台二 丁目一五四の六	訪問看 護	三沢市春日台二 丁目一五四の四	三 一 一 三

青森県告示第五十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成三十一年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名 氏名又は 名称又は 名称又は 名称又は	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サ ビスの種 類	介護予 防サ ビス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
合同会社 アイデア	三沢市春日台二 丁目一五四の六	訪問看 護	三沢市春日台二 丁目一五四の四	平 成 三 一 一 三

下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 笹内川
〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林
一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	八四・三六	九〇・七八	〇・六二	一〇〇・〇〇	二四・三四	一四七・五四	一七四・四八	一九・〇六	一〇五・七二	四二・〇六	一〇・七〇	二八八・一四	一五六・七二

むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	一二八・九〇	二・八四	三・八二	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二一・三八	九・七二	六・一六	〇・三〇	〇・二〇

青森県告示第六十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成三十一年一月十八日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名
八戸市青葉一丁目一五の一
蛭名 光直

公 告

県庁舎等清掃業務の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十一年二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

- 1 業務名 県庁舎等清掃業務
 - 2 業務内容 入札説明書による
 - 3 業務期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの一年間
 - 4 業務場所 青森県庁舎(青森市長島一丁目一の一、新町二丁目四の三〇)ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資

格)の一又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により建物の清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課財産管理グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九五

2 入札書の提出期限

平成三十一年三月十三日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟一階入札室

平成三十一年三月十五日 午後三時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百三十二条、第百三十

三条及び第百五十九条の規定による。

五 契約書の取り交わしの時期

平成三十一年四月一日

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

七 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 2 入札者に求められる義務
入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県総務部行政経営管理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。
- 3 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 4 入札書の記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の二分の一の金額に百分の八に相当する額を加算した金額と入札書に記載された金額の二分の一の金額に百分の十に相当する額を加算した金額のそれぞれを合計した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の二分の一の金額の百分の八に相当する金額と見積もった契約金額の二分の一の金額の百分の十に相当する金額のそれぞれを合計した金額を入札書に記載すること。
- 5 入札手続の停止等
平成三十一年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

- 1 Service to be required:
Cleaning of Aomori Prefectural Office Building
- 2 Fulfillment period:
From April 1, 2019 through March 31, 2020
- 3 Time limit for tender:
5:00 p.m. March 13, 2019
- 4 Contact point for the notice:

Administrative Management Division
Department of General Affairs
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9095

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓬田村土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十一年二月一日

東青地域県民局長 柏 木 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任 の 年 月 日
理 事	加藤 秋穂	東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一四〇の九	平成三〇・三・二六

<p>(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p>	